

記入例

離婚届

令和〇年〇月〇日届出
(届出先)
群馬県前橋市長

届を実際に
提出した年月日を
記入してください。

本籍地には
アパート等の名称や
部屋番号は入りません。

婚姻前の氏にもどる
方に☑をつけてください。

夫が婚姻前の氏にもどる場合
☑夫
☐妻

妻が婚姻前の氏にもどる場合
☐夫
☑妻

国勢調査が行われる年
のみ記入してください。

離婚によって住所や世帯主が変わる方は、別に住所異動届の提出が必要です。
離婚届と同時に住所異動届を出すときの住所および世帯主欄は、変更後のものを書いてください。
(なお、同時に手続きができるのは受付時間内のみです)

協議離婚の場合のみ、夫・妻を除く成年者
2人の証人が必要です。
一つでも空欄があると受付ができません。
記入漏れがないようにしてください。

(よみかた)	夫	あかぎ	〇〇	妻	あかぎ	〇〇
氏名	氏	赤城	名 〇〇	氏	赤城	名 〇〇
生年月日	☐昭和 ☐	〇年 〇月 〇日	☑平成	☐昭和 ☐	〇年 〇月 〇日	☑平成
住所	群馬県前橋市〇〇町			群馬県前橋市〇〇町〇丁目		
〔住所登録をしているところ〕	番地 〇 番 〇 号			番地 〇 番 〇 号		
	アパート等の名称			アパート等の名称 青空ソレイユ 〇号		
	世帯主の氏名 赤城 〇〇			世帯主の氏名 赤城 〇〇		
(2) 本籍	群馬県前橋市〇〇町〇丁目〇番地 番 番					
〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕	筆頭者の氏名 赤城 〇〇					
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	夫の父	〇〇 〇〇	続き柄	妻の父	〇〇 〇〇	続き柄
	母	〇〇 〇〇	二男	母	〇〇 〇〇	長女
	養父	〇〇 〇〇	続き柄	養父	〇〇 〇〇	続き柄
	養母	〇〇 〇〇	養子	養母	〇〇 〇〇	養女
(3) (4) 離婚の種別	☑協議離婚 ☐和解 令和 年 月 日成立 ☐調停 令和 年 月 日成立 ☐請求の認諾 令和 年 月 日認諾 ☐審判 令和 年 月 日確定 ☐判決 令和 年 月 日確定					
(5) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐夫 ☐妻	☑もとの戸籍にもどる ☐新しい戸籍をつくる				
	群馬県前橋市〇〇町〇丁目			番地 番	よみかた 〇〇 〇〇	筆頭者の氏名 〇〇 〇〇
(6) (7) 未成年の子の氏	夫が親権を行う子			妻が親権を行う子		
(8) 同居の期間	昭和・平成 〇〇 年 〇〇 月 から (同居を始めたとき)			昭和・平成 令和 年 月 まで (別居したとき)		
(9) 別居する前の住所	番地 番 号					
別居する前の世帯のおもな仕事と	☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐6. 仕事をしている者のいない世帯 (国政調査の年……令和 年4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)					
	夫妻の職業					
	夫の職業			妻の職業		
その他						
届出人署名 (※押印は任意)	夫 赤城 〇〇 印			妻 赤城 〇〇 印		
事件簿番号						

必ず日中に連絡が取れる番号を
記入してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	〇〇 〇〇 印	〇〇 〇〇 印
生年月日	大正・平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 昭和	大正・平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 昭和
住所	群馬県前橋市〇〇町	群馬県前橋市〇〇町〇丁目
本籍	群馬県前橋市〇〇町	群馬県前橋市〇〇町〇丁目
	〇 番地 〇 号	〇 番地 〇 号

離婚届と同時に
「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を
提出する場合は、【婚姻前の氏にもどる者の本籍】欄には
何も記入しないでください。

新しい戸籍を作る場合は、場所が決まりましたら、その自治体の戸籍の
担当部署に「その表記で本籍が置けるか」を事前に確認してください。

18歳未満の子がいる場合は、その親権者を定め、
親権者になる方の欄に、
子の氏名を記入してください。

別居をしていないときは、同居期間の終了年月は空欄のままにしてください。

持参するもの

- ・本人確認資料(免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ・マイナンバーカード(氏が変わる方の住所が前橋市内にあり、開庁時間内に届出する場合)

問合せ先

前橋市役所市民課戸籍係
電話 027-224-1111(内線 3103・3104・3105)
直通 027-898-6103

問合せ時間

平日 9:00～17:00